

建設工事における主任技術者と現場代理人の常駐緩和・兼務に係る適用一覧

令和7年3月1日

想定される主任技術者と現場代理人の兼務の可否を明示した。

兼務できる場合:○ 兼務できない場合 ×

(ア)

主任技術者の専任を要しない工事(4,500万円未満 ※1)2件の場合

Ⅰ	○	工事Ⅰ	工事Ⅱ
主任技術者		技術者A	技術者B
現場代理人		技術者A	技術者B

2	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者A
現場代理人		技術者A	技術者B

3	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者B
現場代理人		技術者A	技術者A

※パターン1を適用できない理由を整理

4	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者A
現場代理人		技術者B	技術者B

5	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者A
現場代理人		技術者A	技術者A

6	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者B
現場代理人		技術者B	技術者A

※要領上可能。理由を整理

※1:建築一式工事は9,000万円

(イ)

主任技術者の専任を要する工事(いずれかの工事が4,500万円以上 ※1)2件かつ「監理技術者制度運用マニュアル」三(2)専任特例③に該当しない場合

7	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者B
現場代理人		技術者A	技術者B

8	×	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者A
現場代理人		技術者A	技術者B

※主任技術者の兼務は認められない

9	×	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者B
現場代理人		技術者A	技術者A

※専任義務があるため不可

10	×	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者A
現場代理人		技術者B	技術者B

※主任技術者の兼務は認められない

11	×	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者A
現場代理人		技術者A	技術者A

※主任技術者の兼務は認められない

12	×	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者B
現場代理人		技術者B	技術者A

※専任義務があるため不可

(ウ)

主任技術者の専任を要する工事(いずれかの工事が4,500万円以上 ※1)2件かつ「監理技術者制度運用マニュアル」三(2)専任特例③に該当する場合

13	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者B
現場代理人		技術者A	技術者B

14	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者A
現場代理人		技術者A	技術者B

15	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者B
現場代理人		技術者A	技術者A

※パターン13を適用できない理由を整理

16	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者A
現場代理人		技術者B	技術者B

17	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者A
現場代理人		技術者A	技術者A

18	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者B
現場代理人		技術者B	技術者A

※要領上可能。理由を整理

※常駐義務緩和により、現場代理人が他の工事の現場代理人又は技術者等を兼務できる工事の件数は2件まで

主任技術者の専任を要しない工事が3件以上の場合

1	○	工事1	工事2	工事3
主任技術者		技術者A	技術者A	技術者A
現場代理人		技術者B	技術者C	技術者D

現場代理人は兼務していないので可

現場代理人は兼務していないので可

2	○	工事1	工事2	工事3
主任技術者		技術者A	技術者A	技術者A
現場代理人		技術者B	技術者B	技術者C
現場代理人(技術者B)の兼務は2件までなので可				

現場代理人(技術者B)の兼務は2件までなので可

3	×	工事1	工事2	工事3
主任技術者		技術者A	技術者A	技術者A
現場代理人		技術者A	技術者A	技術者B

現場代理人の常駐義務緩和を適用する場合は、2件までしか担当できないため不可

4	×	工事1	工事2	工事3
主任技術者		技術者A	技術者A	技術者A
現場代理人		技術者A	技術者B	技術者B

5	×	工事1	工事2	工事3
主任技術者		技術者A	技術者A	技術者A
現場代理人		技術者B	技術者B	技術者B

現場代理人(技術者B)は3件兼務できない